

令和3年 第2回

宿毛市議会臨時会会議録

令和3年5月10日開会

令和3年5月10日閉会

宿毛市議会事務局

令和3年第2回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

第 1 日 (令和3年5月10日 月曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
○日程第3 議案第1号から議案第6号まで	4
(提案理由の説明)	
市 長	4
質 疑	5
1 川田栄子議員	5
総務課長	6
土木課長	7
川田栄子議員	7
総務課長	7
土木課長	7
川田栄子議員	8
委員会付託省略	
(議案第1号から議案第3号まで)	
討論・表決	8
(議案第4号から議案第6号まで)	
討論・表決	8
○日程追加 議長辞職の件	9
○日程追加 議長の選挙	9
○日程追加 副議長辞職の件	11
○日程追加 副議長の選挙	11
○日程第4 幡多西部消防組合議会議員の選挙	13
○日程第5 高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の 選挙	13

○日程追加 議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについて……………	15
（提案理由の説明）	
市 長……………	15
質疑……………	15
委員会付託省略……………	15
討論・表決……………	15
（閉会挨拶）	
教 育 長……………	15
市 長……………	16
閉 会（午後3時33分）	

----- . . ----- . . -----

付 録

議決結果一覧表……………	付-1
--------------	-----

令和3年
第2回宿毛市議会臨時会会議録第1号

第1日（令和3年5月10日 月曜日）

午前10時 開議

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号から議案第6号まで

議案第1号 専決処分した事件の承認について

議案第2号 専決処分した事件の承認について

議案第3号 専決処分した事件の承認について

議案第4号 令和3年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第5号 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 工事請負契約の締結について

第4 幡多西部消防組合議会議員の選挙

第5 高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第6号

日程追加 議長辞職の件

日程追加 議長の選挙

日程追加 副議長辞職の件

日程追加 副議長の選挙

日程第4 幡多西部消防組合議会議員の選挙

日程第5 高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙

日程追加 議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君

12番 松浦英夫君 13番 寺田公一君
14番 濱田陸紀君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈良 和 美 君
兼調査係長
議事係長 桑原 美 穂 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 平 富 宏 君
副 市 長 岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長 黒 田 厚 君
総 務 課 長 桑 原 一 君
危機管理課長 上 村 秀 生 君
市 民 課 長 中 山 佳 久 君
税 務 課 長 山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼
会 計 課 長 佐 藤 恵 介 君
健康推進課長 松 田 ま な み 君
長寿政策課長 谷 本 裕 子 君
環 境 課 長 谷 本 和 哉 君
人権推進課長 山 戸 達 朗 君
産業振興課長 岩 本 敬 二 君
商工観光課長 長 山 敏 昭 君
土 木 課 長 澤 田 英 典 君
都市建設課長 小 島 裕 史 君
福祉事務所長 河 原 志 加 子 君
水 道 課 長 川 島 義 之 君
教 育 長 鎌 田 勇 人 君
教育次長兼
学 校 教 育 課 長 和 田 克 哉 君
生涯学習課長
兼 宿 毛 文 教 岡 本 武 君
センター所長
学 校 給 食 平 井 建 一 君
センター所長

選挙管理委員会
事務局長補佐
総務課主監

埜々下 哲 広 君

有 田 修 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（野々下昌文君） これより、令和3年第2回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において岡崎利久君及び松浦英夫君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、議長より報告いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

日程第3、議案第1号から議案第6号までの6議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和3年第2回宿毛市議会臨時会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、去る4月6日に温室効果ガスの排出量を、2040年までに実質ゼロを目指す「宿毛市2040ゼロカーボンシティ」を宣言いたしました。

今後は実行計画を策定し、車での移動を減らすなど、市民の皆様や事業者の方々とともに、「チームすくも」で排出量削減に向けた取組を推進してまいります。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、4月28日に75歳以上の方へ接種券を発送したのを皮切りに、その後、順次、高齢者の方へ発送をいたしまして、予約の受付を開始しているところでございます。

また、高齢者の方を対象にしたワクチン接種については、5月26日から開始することとしており、7月末までに完了できるよう、準備を進めております。

なお、全国的にも新型コロナウイルスが蔓延しており、市内におきましても、先月末に1名の感染者が確認されております。市民の皆様におかれましては、今後も引き続き、手洗いやマスクの着用などの感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

マスクの着用等は自分のためのみならず、他人への思いやりでもあります。身勝手な行動をとることのないよう、重ねてお願いを申し上げます。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第3号までは、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるとでございます。

順を追って御説明いたします。

議案第1号は、令和2年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

内容につきましては、地方債の変更等により、緊急に予算補正する必要が生じたので、専決処分したものでございます。

議案第2号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布されたことに伴い、宿毛市税条例の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分をしたものでございます。

議案第3号は、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、令和3年3月31日に公布されたことに伴い、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分をしたものでございます。

議案第4号は、令和3年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。

総額で、2,622万7,000円を増額しようとするもので、主な事業内容としましては、新型コロナウイルスの影響で困窮している低所得のひとり親家庭に対して、子供1人当たり5万円を給付する、子育て世帯生活支援特別給付金などを計上しております。

議案第5号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、令和3年第1回定例会において議決いただき、和解いたしました、土木工事発注に際しての不適切な事務処理につきまして、工事関係者の皆様をはじめ、市民の皆様に対しまして、大変御迷惑をおかけしたことを、宿毛市政を預かる者として、責任を重く受け止めております。

つきましては、私をはじめ、副市長の令和3年6月分の給料を、それぞれ10%減額しようとするものでございます。

議案第6号は、工事請負契約の締結についてでございます。

内容は、錦川ゲートポンプ機械設備工事につきまして、指名競争入札により、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、工事請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田栄子、質疑をさせていただきます。

私は、議案第5号「宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について」質疑を行います。

今回、減給の理由となった事案は、平成31年3月6日契約締結した萩原地区災害復旧工事において、上記工事以外の関連工事の施工について、契約手続を行っていなかったため、工事費用の精算ができてなかったというものでございます。

その後、確認後、相手方に1,023万8,400円を支払ったとあります。

工事関係者の方、市民の方に対して、御迷惑をかけたことの責任を重く受け止め、特別職2名の給料、それぞれ1か月10%減額するものであると説明があります。

令和3年第1回定例会閉会は、3月23日でした。この議案の提案を決められたのはいつ頃

なのか、市長から何か思いが伝わっているものがあれば聞かせていただきたいと思います。お聞きいたします。

続きまして、3月議会で私がこの和解解決を求める議案に賛成したのは、当事者間に存在する法律関係の争いについて、当事者が互いに譲歩し、争いを止める合意をすることと考えたので、賛成いたしました。

市長の立場は、権限があるかわりに責任をとっていく立場でもあります。しかし、命令罰則があるわけでもありません。自己負担したからといって、責任をとったことになると思われることになるのか、またそのような決まりもないことから、複雑な心境であります。

市長、副市長それぞれ1か月10%減額の合計をお聞きいたします。

議案第6号、工事請負契約の議題についてお尋ねいたします。

4億近い大きな買物でありますので、契約に当たっては慎重であったろうと存じます。

契約の相手方は、四電エンジニアリング株式会社と記載されております。

購入するに至った経過について、お聞きしてまいります。

第1点、錦川ゲートポンプ機械設備工事の入札は、指名競争入札であったとありますが、参加させる業者を指名する市の裁量が大きく作用する制度であることから、入札参加機会の公平性や、透明性といった点で、一般競争入札と比べて劣る点があるとは思っています。最小の経費で最大効果という点で、大手業者を参加させることが望ましいことが多いのですが、指名業者をどのような観点、または基準を持って指名をされたのか。併せて指名した業者数は何社だったのか、お聞きいたします。

2点目は、1回で落札されたということですが、今回の入札に当たり、落札業者の入札価格

と、次のものとの差ほどの程度あったのか。予定金額は公表されていたのでしょうか。公表されていたのであれば、その金額をお示しく下さい。

3点目に、ポンプの概要についてお聞きいたします。

処理能力等について、教えていただければと思います。

以上、一括質疑、一括答弁とさせていただきますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例の提出を決めた時期ということで、御質疑をいただいておりますが、先ほど、議員も説明いただいたように、3月議会で和解議案を議決をいただいております。その議決に基づきまして、事務処理をさせていただきます。未払いの分を支払いさせていただきます。

その後、職員に対する懲戒審査委員会を経まして、それぞれの処理が終わりましたので、本臨時会に提案をさせていただいております。

それから、減額する額ということでございますが、議案第4号、令和3年度宿毛市一般会計補正予算にも計上させていただいておりますが、市長が7万3,400円、副市長が6万2,800円、合計13万6,200円を今回、減額として計上させていただいております。

続きまして、議案第6号、工事請負契約の締結についてでございます。

指名業者の選定の観点や基準と、指名業者数の御質問をいただいております。

観点や基準につきましては、本工事の内容に

伴いまして、過去10年間に四国内で1億円以上のゲートポンプ、または水中ポンプの施工実績があって、なおかつ宿毛市に指名願いを出していただいている業者ということで、基準をさせていただきます。

その業者が9社ございまして、9社全てを指名させていただきます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、4番、川田議員の質疑にお答えします。

議案第6号、工事請負契約の締結について、記載しています工事の落札価格、予定価格、落札価格と次点、2番目との差額を説明させていただきます。

まず、落札金額は、消費税抜きで3億4,552万円になります。予定価格につきましては、事前に公表されており、消費税抜きで3億7,557万円になります。

落札価格と次点、2番目の業者との差額につきましては、今回の入札では5社の入札価格が同額であったため、5社によるくじ引を行い、受注者を決定しております。

続きまして、ポンプの能力、概要について説明させていただきます。

本工事の主たる内容としましては、錦地区の内水対策として、水中ポンプを4基製作して、設置するものであります。

錦川の右岸と左岸に、それぞれ2基ずつ設置するようになっております。

水中ポンプの性能としましては、ポンプ1基で毎秒0.75立米、1分間に換算しますと45立米の水を吸い上げて、排出する能力を持っております。

数値だけではなかなか分かりづらいかもしれませんが、簡単に例を挙げますと、一般的な家庭のお風呂は、大体200リットル、0.2

立米程度でありまして、今回のポンプは、1基当たり毎秒0.75立米排出できますので、1秒で4杯程度のお風呂の水を排出できるほどの能力を持っております。

以上で終わります。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解いたしました。

再質疑をさせていただきます。

辞退3社の理由を把握されていますでしょうか。されているようでしたら、少しお知らせいただきたいと思っております。

指名業者は公表されていますでしょうか。

それから、予定価格で入札されることで問題になるのは、最低制限価格の算定方法によるものであり、こういう仕事の場合は、落札した業者や入札に参加した業者が、自社で行うことのできる工事でしょうか。下請に出さなくても、できるというものでしょうか。教えていただきたいと思っております。

そして、工期はどのようになっていますでしょうか。教えてください。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原一君） 総務課長、川田議員の再質疑にお答えいたします。

議案第6号、工事請負契約の締結についての、今回、辞退した事業者の辞退理由ということでございますが、基本的には、この入札にかかわらず、辞退理由については、宿毛市のほうでは聴取をいたしておりません。

それから、指名の公表についてなのですが、入札後、翌月から閲覧室のほうで入札業者についてとか、入札結果等につきまして、閲覧できるような体制をとっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、質疑にお答えします。

下請を入れる工事なのかどうかということですが、これについては、今後、受注者が検討することですので、こちらでは判断はできないところであります。

工期につきましては、本契約締結日以降から令和4年2月28日までを予定しております。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 大変詳しく教えていただきましてありがとうございます。

以上で質疑を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第6号までの6議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号までの6議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第3号まで」の3議案については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第4号から議案第6号まで」の3議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第4号から議案第6号まで」の3議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって「議案第4号から議案第6号まで」の3議案は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○副議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議長、野々下昌文君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、「議長辞職の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(川村三千代君) 異議なしと認めます。

よって、この際、「議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、野々下昌文君の退席を求めます。

(野々下昌文君 退席)

○副議長(川村三千代君) まず、その辞職願を事務局長が朗読いたします。

事務局長。

○事務局長(朝比奈淳司君) 朗読いたします。辞職願。

私は、このたび、一身上の都合により、宿毛市議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いいたします。

令和3年5月10日

宿毛市議会議長 野々下昌文

宿毛市議会副議長 川村三千代殿

以上であります。

○副議長(川村三千代君) お諮りいたします。

野々下昌文君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(川村三千代君) 異議なしと認めます。

よって、野々下昌文君の議長の辞職を許可することに決しました。

野々下昌文君の入場を許します。

(野々下昌文君 入場)

○副議長(川村三千代君) ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、「議長の選挙」を日程に追加し、選

挙を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(川村三千代君) 異議なしと認めます。

よって、この際、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより、「議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(川村三千代君) ただいまの出席議員は13人です。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長(川村三千代君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○副議長(川村三千代君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(川村三千代君) 投票箱異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長(朝比奈淳司君) 事務局長、点呼をいたします。

今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、濱田陸紀君。

○副議長(川村三千代君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○副議長(川村三千代君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(川村三千代君) それでは、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に今城 隆君及び堀 景君を指名いたします。よって、兩名の立会いを願います。

(開 票)

○副議長(川村三千代君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 13票

無効投票 なし

有効投票中

寺田公一君 9票

松浦英夫君 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、寺田公一君が議長に当選いたしました。

ただいま、議長に当選されました寺田公一君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

御承諾願えば、御挨拶を願います。

(議長当選承諾及び挨拶)

○議長(寺田公一君) 議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの議長選挙の結果、議員各位の推挙により、名誉ある本市議会の議長の要職に就くことになりましたことは、誠に身に余る光栄で

ありますとともに、その責任の重大さを痛感しているところでございます。

今、宿毛市議会には、市民からの厳しい目が向けられています。もとより浅学非才な私ではございますが、誠意を尽くして事に当たり、公正を旨として、議会の円滑な運営を図り、宿毛市議会がこれまで以上に市民の皆様から信頼され、ますます市政が発展するよう、誠心誠意努力をしてみたいと思っております。

申し上げるまでもなく、議長の職責を十分に果たしていくには、議員各位の御理解と御協力が不可欠でございます。ここに重ねて議員各位、また市長をはじめ幹部職員の皆様の一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、議長就任の御挨拶といたします。

本日はありがとうございました。

○副議長(川村三千代君) これにて、「議長の選挙」は終了いたしました。

新議長と交代いたします。

寺田公一議長、議長席にお着き願います。

(副議長退席・議長着席)

○議長(寺田公一君) この際、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○議長(寺田公一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、副議長、川村三千代君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、「副議長辞職の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。よって、この際、「副議長辞職の件」を日程

に追加し、議題とすることに決しました。

「副議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川村三千代君の退席を求めます。

(川村三千代君 退席)

○議長(寺田公一君) まず、その辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

議会事務局長。

○事務局長(朝比奈淳司君) 事務局長、朗読いたします。

辞職願。

私は、このたび、一身上の都合により、宿毛市議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いいたします。

令和3年5月10日

宿毛市議会副議長 川村三千代

宿毛市議会議長 寺田公一殿

以上であります。

○議長(寺田公一君) お諮りいたします。

川村三千代君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、川村三千代君の副議長の辞職を許可することに決しました。

川村三千代君の入場を許します。

(川村三千代君 入場)

○議長(寺田公一君) ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、「副議長の選挙」を日程に

追加し、選挙を行うことに決しました。

これより、「副議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(寺田公一君) ただいまの出席議員数は13人です。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(寺田公一君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(寺田公一君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長(朝比奈淳司君) 事務局長、点呼をいたします。

今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、濱田陸紀君。

○議長(寺田公一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(寺田公一君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に今城 隆君及び堀 景君を指名いたします。よって、両君の立会いを願います。

(開 票)

○議長（寺田公一君） 選挙結果の報告をいたします。

投票総数13票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち

有効投票 13票

無効投票 なし

有効投票中

高倉真弓君 10票

堀 景君 1票

三木健正君 1票

松浦英夫君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、高倉真弓君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました高倉真弓君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

御承諾願えれば、挨拶をお願いいたします。

(副議長当選承諾及び挨拶)

○副議長（高倉真弓君） ただいま議員各位の御推挙により、本市議会の副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄と存じております。と同時に、責任の重大さを痛感しているところでもあります。

これからは議長のもと、皆様の御支援をいただきながら、議会が公正かつ円滑に運営されますよう、誠心誠意努力いたす所存でございます。議員各位の変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、就任の御

挨拶といたします。

○議長（寺田公一君） これにて、「副議長の選挙」は終わりました。

この際、午後3時まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

----- . . . -----

午後 3時00分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の開議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

この際、議長より報告をいたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、本日付をもって、今城 隆君、三木健正君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、濱田陸紀君、以上7人を総務文教常任委員に。

堀 景君、川田栄子君、川村三千代君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、以上6人を産業厚生常任委員に。

今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、濱田陸紀君、以上13人を予算決算常任委員に。

今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川村三千代君、山戸 寛君、野々下昌文君、以上6人を議会運営委員に、それぞれ指名いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 事務局長、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 岡崎利久君
副委員長 三木健正君
産業厚生常任委員会
委員長 川村三千代君
副委員長 堀 景君
予算決算常任委員会
委員長 山上庄一君
副委員長 三木健正君
議会運営委員会
委員長 野々下昌文君
副委員長 山戸 寛君

以上でございます。

○議長（寺田公一君） この際、議長から報告いたします。

幡多西部消防組合議会議長から、4月23日付をもって同組合議会議員、岡崎利久君の5月9日付の辞職を許可した旨の通知がありました。

ただいま、幡多西部消防組合議会の議員が1人欠員となっております。

日程第4「幡多西部消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しま

した。

幡多西部消防組合議会議員に、岡崎利久君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました岡崎利久君を、同組合議会議員に当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岡崎利久君が、幡多西部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました岡崎利久君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

この際、議長から報告をいたします。

高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議長から、4月20日付をもって同組合議会議員、今城 隆君、松浦英夫君及び寺田公一君の5月9日付の辞職を許可した旨の通知がありました。

ただいま、高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会の議員が3人欠員となっております。

日程第5「高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（寺田公一君） ただいまの出席議員数は13人です。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（寺田公一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 配付漏れなしと認めま

す。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(寺田公一君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○事務局長(朝比奈淳司君) 事務局長、点呼をいたします。

今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、濱田陸紀君。

○議長(寺田公一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(寺田公一君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に今城 隆君及び堀 景君を指名いたします。よって、両君の立会いを願います。

(開 票)

○議長(寺田公一君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 13 票

無効投票 なし

有効投票中

野々下昌文君 5 票

松浦英夫君 4 票

堀 景君 2 票

川村三千代君 2 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、野々下昌文君と松浦英夫君が当選いたしました。

ただし、堀 景君の得票と川村三千代君の得票数が同数であり、しかもこの得票数は法定得票数以上を超えております。

よって、地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条の規定によって、あと1人の当選人はくじで定めることとなりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

----- . . . -----

午後 3時22分 再開

○議長(寺田公一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

くじの手續について申し上げます。

まず、くじを引く順番をくじで決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくことにします。

以上、御了承願います。

堀 景君、川村三千代君の登壇を願います。

(堀 景君・川村三千代君登壇)

○議長(寺田公一君) まず、くじを引く順番をお決め願います。

(両議員くじを引く)

○議長(寺田公一君) ただいまのくじの結果、堀 景君が先にくじを引くことになりました。

よって、堀 景君がくじをお引き願います。

1番のくじを引いた方が当選人となりますので、御承知おき願いたいと思います。

(両議員くじを引く)

○議長(寺田公一君) くじの結果を報告いたします。

堀 景君が当選のくじを引かれたので、よって堀 景君が当選をされました。

ただいま当選されました野々下昌文君、松浦英夫君、堀 景君が議場におられますので、本席から、会議規則第3条第2項の規定による告知をいたします。

お諮りいたします。

ただいま、市長から議案第7号が提出されました。

この際、本案を緊急を要する事件として日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、「議案第7号」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議案第7号」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、野々下昌文君の退席を求めます。

(野々下昌文君 退席)

○議長(寺田公一君) この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(中平富宏君) 追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

「議案第7号」は、監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

議員のうちから選任をする監査委員が欠員となっておりますので、野々下昌文氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(寺田公一君) これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第7号」は、これに同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第7号」は、これに同意することに決しました。

野々下昌文君の入場を許します。

(野々下昌文君 入場)

○議長(寺田公一君) 以上で、今期臨時会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、教育長並びに市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

教育長。

○教育長(鎌田勇人君) 本年4月1日付で宿毛市教育長を拝命しました鎌田勇人と申します。

市議会議員の皆様と、こうしてお顔を拝見す

るのは初めてですので、簡単に御挨拶をさせていただきます。

私は、この3月31日まで咸陽小学校に勤務していきまして、通算38年間、教員として子供たちや保護者、地域の皆様と関わってまいりました。

勤務は、大月町が非常に長くて、通算で27年間、大月での勤務がありました。

宿毛市での勤務は、山奈小学校、そして最後の咸陽小学校の2校でございます。

出身は小筑紫町の大海です。年齢は61歳です。

今回、教育長として教育行政に関わらせていただきますが、教員としてのキャリアを少しでも生かして、宿毛市の教育行政のために、微力ではありますが、全力で取り組んでまいります。

幸い、教育委員会には優秀なスタッフがたくさんおりますし、教育委員や、そしてここにお見えの市議の皆様のご御意見や御示唆をいただきながら、子供たちや市民の皆様にとって、よりよい教育行政を目指したいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、御提案申し上げました議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定くださり、誠にありがとうございました。

議会の人事につきましては、議長に寺田公一議員、副議長に高倉真弓議員、また各常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長も、それぞれ選任され、いよいよ本日から新しい体制のもとで議会運営がなされるわけでございます。

今後も議員の皆様方の御指導と御協力をいただきながら、各種事業の推進並びに市民の福祉向上に、より一層努めてまいりたいと考えております。

どうか議員の皆様方におかれましては、健康に御留意されまして、宿毛市政発展のために御活躍されますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 以上で、教育長並びに市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和3年第2回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会旧議長 野々下 昌文

宿毛市議会旧副議長 川村 三千代

宿毛市議会新議長 寺田 公一

議員 岡崎 利久

議員 松浦 英夫

令和3年第2回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	5月10日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	5月10日	承 認
第 3 号	専決処分した事件の承認について	5月10日	承 認
第 4 号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	5月10日	原案可決
第 5 号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する 条例の一部を改正する条例について	5月10日	原案可決
第 6 号	工事請負契約の締結について	5月10日	原案可決
第 7 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	5月10日	同 意